

第 1 章 基本的な考え方

1 計画策定の背景

(1) 国際的な潮流

国際社会は国際平和やあらゆる国家間の友好関係の発展とともに、人権と基本的自由を奨励するための国際協力を願って、昭和 20 年（1945 年）に国際連合を設立しました。

国連は、昭和 23 年（1948 年）の第 3 回総会で、すべての人と国が守るべき基準として「世界人権宣言」を採択しました。この宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」にはじまる人権の原則を定めています。

この宣言により、人類は人権問題が各国ごとの国内問題から国際社会全体に関わる重要な問題であるとの共通の認識を持ちました。

その後、この宣言を実効あるものとするため、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の二つの国際人権規約が昭和 41 年（1966 年）の国連総会で採択されました。この「国際人権規約」は、人権保障のための国際的基準となっています。

これらに加えて、「難民条約」（1951 年）、「人種差別撤廃条約」（1965 年）、「女子差別撤廃条約」（1979 年）、「児童の権利に関する条約」（1989 年）など、個別の人権保障のための条約が批准されています。

また、人権を擁護するため、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際識字年」など、人権に関連する特定の事項に焦点を当てた国際年を定め、人権に関する国際的な世論の喚起を図る取り組みが行なわれてきました。

平成 5 年（1993 年）、ウィーンにおいて、「世界人権会議」が開催され、これまでの人権教育の流れを再認識し、女性、子ども、少数民族などの人権擁護を強調する「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。これを受けて、平成 7 年から平成 16 年（1995 年～2004 年）までを「人権教育のための国連 10 年」と定め、世界各国に人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むよう求めました。平成 17 年（2005 年）には、「人権教育のため

の世界計画」が開始されるなど、21世紀を人権の世紀とするための取り組みが更に推進されようとしています。

(2) 国及び県の動向

我が国では、昭和22年(1947年)5月に「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」を三大原理とする日本国憲法が施行されました。そして憲法の保障する基本的人権の確立と擁護を図るため、教育基本法、障害者基本法、高齢社会対策基本法、男女共同参画社会基本法など各種法律が制定されるとともに、各種の施策が実施されてきました。

また、国連が中心となって作成した「人種差別撤廃条約」をはじめ、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」など、人権関係諸条約を批准し、国際的人権尊重の潮流に沿う方向で人権施策を推進してきました。

「人権教育のための国連10年」の取り組みでは、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年」推進本部が設置され、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を平成9年(1997年)7月に策定しました。この行動計画は、「人権という普遍的文化」の構築を目的に、人権教育を推進するに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人たちに対する取り組みを強化することを明記し、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者、インターネットによる人権侵害などの重要課題に積極的に取り組むとしています。

さらに、人権擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権を擁護するための「人権擁護施策推進法」が平成9年(1997年)3月から、5年間の時限立法として施行されました。同法に基づき法務省「人権擁護推進審議会」が設置され、人権擁護を推進するための二つの諮問が課せられました。その最初の答申が平成11年(1999年)に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」として出されました。

これらの情勢を鑑み、平成12年(2000年)12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布施行されました。この法律には、国及

び地方公共団体の責務が定められており、人権尊重の社会の実現に向けた行政の果たす役割がますます重要になってきています。

二つ目の答申は平成 13 年（2001 年）に「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的な事項」として出されました。

栃木県では、「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」等で示された基本的な考え方の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、家庭、学校、地域社会、職域など様々な場を通じて、県民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを基本理念とする「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」を平成 13 年（2001 年）3 月に策定しました。

また、平成 15 年（2003 年）4 月には、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」が制定され、平成 18 年（2006 年）3 月には「栃木県人権施策推進基本計画」が策定されました。

2 計画策定の趣旨

本市では「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」の趣旨に基づき策定した「鹿沼市人権教育・人権啓発推進総合計画」を基にこれまで人権が尊重される明るい社会の実現を目指し、様々な人権教育及び人権啓発に取り組んできました。

こうした取り組みにより、市民の人権問題への関心が高まり、人権に対する正しい理解や認識の深まりなど、着実にその成果は得られていますが、国内においては今なお女性、子ども、高齢者、障害者などに係る様々な人権問題が存在しており、インターネットによる人権侵害等、新たな問題も発生しています。

これらの問題を解消するため、人権教育や人権啓発、更には人権相談や支援に関し積極的に取り組む必要があります。

人権啓発推進総合計画は、第 5 次鹿沼市総合計画に沿って、鹿沼市人権尊重の社会づくり条例の目的である、すべての市民の人権が尊重される明るい社会の実現を目指し策定します。

3 計画の基本理念

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会を実現していくためには、自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解するとともに、一人ひとりの違いを豊かさとして認め合い、人権を相互に尊重し合うことが大切です。

そこで、本市の人権尊重の社会づくりに関する基本理念は、鹿沼市人権尊重の社会づくり条例の前文を踏まえ、すべての市民の人権が尊重される明るい社会の実現を目指すことです。

4 計画の位置づけ

本市では、平成 19 年（2007 年）3 月、「人と自然が調和した“元気なまち・かぬま”」を都市イメージとする第 5 次鹿沼市総合計画 KANUMA “ステップ・アップ” ビジョンを策定しました。

その総合計画においては、「美しい自然を愛し、健康で心豊かな市民がどい、みんなでつくる元気なまち」を基本理念とし、5 つの基本目標を掲げ、その 1 つである「心豊かな健康都市づくり」の中には基本施策として、「人権の尊重と男女共同参画社会の形成」がうたわれており、その基本施策を基に本計画を策定し、すべての市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、この計画の考え方を今後の施策に反映させ推進させていきます。

5 計画の期間

この計画の期間は、初年度を平成 21 年度（2009 年度）とし目標年度を平成 30 年度（2018 年度）とします。

なお、国や県の取り組みや社会情勢の変化を見極め、必要に応じて本計画の見直しを行います。

第2章 人権問題の現状と課題・施策の方向

1 女性

(1) 現状と課題

女性の地位向上と男女平等を目指した国際社会の取り組みは 1975 年の国際婦人年を契機に大きく展開されてきました。これ以降、「国内行動計画」の策定や「女子差別撤廃条約」の批准、「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー防止法」という。）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の施行など各種法律や制度の整備が図られてきました。

本市においても、婦人の地位向上を目指し昭和 58 年（1983 年）、教育委員会に婦人青少年係の設置をはじめ、平成 18 年（2006 年）10 月には「鹿沼市男女共同参画推進条例」を施行し、その理念に基づき平成 19 年（2007 年）3 月に第 4 期計画となる「かぬま男女共同参画プラン」を策定し、さまざまな事業に取り組んできました。

しかし依然として、性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保などの課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は、とても十分とはいえない状況にあります。こうした状況を解決するため、男女共同参画社会の確立を図っていく必要があります。

また、DV防止法においては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策をさらに推進するため、その改正法が平成 20 年（2008 年）1 月 11 日に施行され、同法の趣旨に基づき、被害者に最も近い行政主体として求められる役割は大変大きいものがあり、積極的に取り組むことが望まれます。

(2) 施策の方向

- ① 学校、家庭、職場、地域社会等のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担を見直し、男女平等の意識の醸成が図れるよう教育、啓発に努めます。

- ② 「男らしさ・女らしさ」といった社会的、文化的に作られた性差意識にとらわれない男女平等の理念のもと、お互いを尊重する社会の確立に努めます。
- ③ 女性の声を政策・方針決定の場や社会活動に積極的に反映させるために、女性の人材育成と各種審議会等への登用を促進します。
- ④ 男女ともに健康で働きやすい労働環境づくりを促進します。また、関係機関と連携を図りながら、企業啓発を推進し、働く場における男女平等の実現に努めます。
- ⑤ 女性の人権を確立し、男女共同参画を推進していくために、あらゆる機会を捉え、女性の権利に関係する法律や「女子差別撤廃条約」の趣旨や理念及び内容の普及・啓発に努めます。
- ⑥ 女性に対する暴力やセクハラを防止するため、企業等へ働きかけるなど、啓発活動に努めます。
- ⑦ 女性の身体的特性が尊重されるよう、母性保護に対する正しい知識と理解を深めるため、学習機会の提供に努めると共に、学校等における低学年からの性教育を通し、性の尊厳についての理解を深める教育の推進を図ります。
- ⑧ DVが重大な人権侵害であるという認識を深めるとともに、それを許さない社会を実現するため、各種講演会の実施や広報紙、パンフレットなどを活用した啓発に努めます。
- ⑨ DV被害者の自立支援に際し、既存の施策を被害者の状況に応じて活用できるよう、幅広く検討します。
- ⑩ DV被害に関する相談を担当する部局を明確にし、市民に広く周知することにより、DV被害の防止や早めの対応による被害の拡大防止を図ります。
- ⑪ 市に配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ部局または、機関を設け、婦人相談員の活用を図るなど、十分な人員を配置し、DVに関する相談から被害者の意思を尊重した自立支援まで一貫した対応ができるような組織体制の整備を図ります。
- ⑫ DV被害者に最も身近な配偶者暴力相談支援センターとして、婦人相談員や関係機関との連携により、相談への対応や支援に関する情報

の提供を行います。

- ⑬ 緊急時に県の施設を利用することも含めた、一時的な避難場所を確保すること等により、DV被害者の安全を確保できるよう、関係機関との連携を図るとともに、一時保護等の後には被害者が地域で生活していく際に、自立に向け継続的な支援を行います。
- ⑭ 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努める必要があるため、それらのことを広く市民に対して広報、啓発に努めます。
- ⑮ 鹿沼市民以外からの相談に対応できるよう、県の配偶者暴力相談支援センターや近隣の自治体とあらかじめ支援体制の検討をします。

2 子ども

(1) 現状と課題

平成6年(1994年)に日本が批准した「児童の権利に関する条約」では、子どもを一人の人間として「生存の権利・発達の権利・保護を受ける権利・参加の権利」を保障し、家庭や社会生活のあらゆる分野で、子どもの最善の利益が優先されるよう社会全体が努力することとしています。

また、市においては、全ての子育て家庭が子育てに伴う喜びを実感できる子育て支援や教育環境の整備などの支援策の充実を図る「鹿沼市次世代育成支援対策行動計画」を平成17年(2005年)3月に策定し、事業に取り組んでいます。

鹿沼市の14歳以下の人口比率は昭和55年(1980年)の23.8%、平成12年(2000年)の15.9%から平成20年(2008年)では13.9%となり、少子化はますます進んでいます。少子化の進行は、子ども同士のふれあいの機会を減少させ自主性や社会性の育ちにくい状況をもたらすとともに、核家族化の進行などにより家庭の子育て力も低下しています。特に近年、地域における住民同士の交流やふれあいが少なくなり、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識が薄れてきています。

また、社会が物質的に豊かになる中で、生活体験や自然体験などが少なくなり、他人への温かい思いやりや人間関係が希薄となったり、都市化の進行等によって自然や人間を大切にする気持ちが欠如したり、情報化の進

展等により自分で主体的に考えることが少なくなるなどの内面的なひずみも生まれています。

こうした状況の中で学校においては不登校やいじめが依然として問題になっており、児童虐待や、インターネット・携帯電話による有害情報の氾濫、出会い系サイトを介した児童買春・児童ポルノなど児童の性に関する事件も後を絶たず、子どもを取り巻く状況はますます厳しくなっており、これらを解決するためには教育機関をはじめ社会全体が子どもを育てる意識改革に取り組まなければなりません。

(2) 施策の方向

- ① 「子どもの権利条約」の趣旨や理念や内容の普及啓発に努めます。
- ② 子ども一人ひとりの不安や悩みを解消し、個性を大切にするため、教師等の子どもを見る眼を養うことに努めます。
- ③ いじめや暴力行為は、子どもの人権にかかわる重大な問題であることを認識し、研修を通じ教職員の資質の向上を図り、児童・生徒の指導体制を充実すると共に、学校、家庭、地域社会の連携を深め、体制強化を図ります。
- ④ 虐待などを早期に発見し子どもや保護者への指導、支援が出来るよう、学校の相談活動の充実と関係機関との連携を強化し、保護、アフターケアに至るまでの総合的な支援を推進します。
- ⑤ 学校、家庭、地域社会等の全体で子育て支援をするため、啓発活動を推進し、子育てに関する市民の意識を醸成します。
- ⑥ 子育てについての悩みや不安を軽減するため、子育てに関する相談や情報提供、交流機会の提供など、相談、支援体制の充実を図ります。
- ⑦ ボランティア活動等の地域社会への参加活動など、様々な体験を通して人権尊重の精神と社会の一員としての役割の自覚を促すとともに、子どもの健全育成に努めます。
- ⑧ 保育園や幼稚園においても、人権を大切にする心を育てる保育、教育に努めます。
- ⑨ 児童虐待の及ぼす影響、虐待の禁止など、広報、啓発活動を推進します。

3 高齢者

(1) 現状と課題

国連は、昭和 57 年（1982 年）に「高齢化に関する国際行動計画」を採択、平成 3 年（1991 年）の総会では「高齢者のための国連原則」を採択し、高齢者の「自立」、「参加」、「ケア」、「自己実現」、「尊厳」の 5 原則が掲げられました。

我が国の平均寿命の伸びや少子化などにより、社会の高齢化は急速に進行しており、鹿沼市における高齢化率は平成 20 年 4 月 1 日現在で 22.0% と高い値を示しており、今後も更に進行する見込みです。

これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、寝たきり、認知症などの介護を要する高齢者が増加しており、今後更に増えていくと予測されています。

このような中、高齢者に対する身体的及び精神的な虐待、身体拘束などにより、高齢者の人権が著しく侵害される深刻な問題が発生しています。

また、高齢者を年齢等により一律に弱者として判断するといった誤った理解が、偏見や差別を発生させ、働く意欲のある元気な高齢者が年齢制限等により、雇用・就業機会が少ないことで、自ら社会参加することができず、自立できない事象も発生しています。

(2) 施策の方向

- ① 高齢者の持っている能力を積極的に地域社会に生かしていけるよう高齢者自身の生きがいと健康づくりを基礎として、地域の福祉や就業活動への積極的な参加を支援します。
- ② 高齢であっても、心身ともに健康に過ごすために、生活の自立支援や介護予防のための施策を進めるとともに、介護の仕方や身の回りのこと、各種福祉サービス、認知症など判断能力が十分でない高齢者への権利擁護に関する相談体制の整備を進めます。
- ③ 在宅福祉を基本理念として、必要な介護サービス基盤の整備を進めるとともに、介護サービスの質の確保に配慮し、高齢者が自らの意志で自立した生活を送ることができ、また、家族介護者への支援が図られるような環境づくりを推進します。

- ④ 高齢者の生活に適した住宅、道路、公園、日常生活の安全管理対策を進めます。
- ⑤ 今後の更なる高齢化の進展を踏まえた地域づくりを推進するため、関係機関・関係団体との連携を図りながら、地域住民やボランティアなどの参加を得て、地域に根ざした高齢者のための支援対策を進めます。

4 障害のある人

(1) 現状と課題

国連は、昭和 56 年（1981 年）を「国際障害者年」と定めるとともに、翌年の総会で昭和 58 年（1983 年）から平成 4 年（1992 年）までの 10 年間を「障害者のための国連 10 年」としました。

日本においても、平成 5 年（1993 年）「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改め、ノーマライゼーションの考え方を導入し、すべての障害者は、「個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」とともに「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」と規定しました。また、この改正にあわせ、「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、平成 14 年（2002 年）には「障害者基本計画」が策定されました。

更には、平成 17 年（2005 年）障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、各種の障害者保護福祉施策の抜本的な改革を行う「障害者自立支援法」が成立しました。

栃木県においても、「完全参加と平等」の理念のもと、平成 5 年（1993 年）に「障害者福祉に関する新長期行動計画（とちぎ障害者福祉プラン）」の策定をはじめ、平成 15 年（2003 年）には「障害者の自立と社会参加」を基本目標とする「栃木県障害者計画（とちぎ障害者プラン 21）」を策定しました。

このほか、平成 11 年（1999 年）に「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」を施行しました。

本市においても、平成 8 年度（1996 年度）の「かぬま市民保健福祉基本計画」による施策の展開をはじめ、「鹿沼市地域福祉計画」や「かぬま障害者計画」などを策定し、法律や制度の上での障害者雇用や社会生活の利便

性を目指した取り組みは進んでいます。

しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、本人や家族が差別的な言動を受けるといった人権侵害を受けたり、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。特に精神障害のある人については、誤解や偏見がなお根深く、今後も施策の一層の推進が必要となっています。

なお、今後の障害者施策の方向性としては、平成15年度(2003年度)からスタートした国の新しい障害者基本計画にもあるとおり、「施設や病院から地域生活への移行の促進」が中心的課題となるなど、大きな転換期を迎えています。

(2) 施策の方向

① 学校教育活動全体を通じて、障害者に対する正しい認識と理解、社会的な支援や介助・福祉の問題について理解を深めさせる教育の充実に努めます。

② 障害のある児童生徒が、自らのよさや可能性などを生かし、持っている力を十分に発揮できるように、障害に応じた適切な指導を推進します。

また、障害のある生徒もない生徒も、共に育ち学ぶ教育が受けられる環境整備に努めます。

③ 市民が、障害及び障害者に対しての正しい認識と理解を深めるよう社会教育関係機関・団体等における福祉・人権教育の充実に努めると共に、障害を持つ人が、学習講座などに参加できるように環境を整えます。

④ 教職員等が障害及び障害者に対する正しい認識と理解を深めるため、各種研修の充実に努めます。

⑤ 障害のある人とない人が共に理解しながら生活できるように、学校における交流教育や地域交流・ボランティア活動を促進します。

⑥ 障害者の自立と社会参加を促進し、リハビリテーションの理念とノーマライゼーションの理念を実現するための啓発・広報活動を推進し

ます。

- ⑦ 障害者の生活の向上を目指し、スポーツ・文化・芸術活動等への参加機会を確保し、障害者の社会参加を支援するとともに自立意識を高めるよう努めます。
- ⑧ 障害者が安心して自立し、社会参加ができるよう施設のバリアフリー化を促進するため、市民、企業等への啓発に努めます。
- ⑨ 障害者の就業を通じた社会参加、及び経済的自立を促進するため、職業相談の充実と事業主への啓発を行い、雇用と就労機会の拡大に努めます。
- ⑩ 社会福祉協議会との連携により、権利擁護事業の普及を図ると共に、関係機関との連携により、様々な相談体制の充実を図ります。

5 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題とは、昭和40年(1965年)に同和对策審議会において、「日本社会の歴史的発展において形成された身分的階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題である」とその本質が述べられ、わが国固有の人権問題であると言われていています。

この答申をもとに、昭和44年(1969年)に「同和对策事業特別措置法」が、その後「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」と三度にわたる特別措置法が制定されました。

鹿沼市においても、実態的差別を無くすための生活環境改善事業への取り組みや同和地区児童生徒の学力の向上、また、市民の差別意識解消のための教育や啓発活動に取り組んできました。

しかし、根本的な問題として心理的差別は依然として存在し、結婚を妨げられたり、就職で不当な扱いを受けたり、インターネットを使った悪質な差別情報の流布があるなど重大な人権問題が存在しています。

(2) 施策の方向

- ① 同和問題をはじめ様々な人権問題に悩む児童生徒を早く察知し的確な指導体制をつくると共に、児童生徒が一人ひとりを大切にし、差別や偏見のない人間関係の育成を目指した教育の実践と、基本的人権の尊重を基盤とした教職員の研修や研究体制の充実に努めます。
- ② 生涯にわたって人権に関する学習機会を提供するとともに、人々の相互理解と地域社会への参加促進のため、社会教育施設等での交流事業の充実に努めます。
- ③ 保育園においては、乳幼児の発達段階に応じた保育内容の充実及び、保育士の人権意識の向上を図ります。
また、幼稚園においても幼児や教職員に対する人権教育や研修の充実のため、その支援に努めます。
更には、家庭との連携を図るため、保育参観や家庭訪問の機会をとらえて、人権啓発に努めます。
- ④ 市民一人ひとりが部落差別の不当性を正しく理解し、自らが差別や偏見を解消していく主体であると認識するよう、市民各層を対象にした講演会や研修会の開催、広報紙や啓発資料の配布等を通して人権意識の高揚に努めます。
- ⑤ 基本的人権の尊重の立場に立って、人権擁護機関等と連携し広く市民に啓発活動を展開すると共に、人権相談関連事業の推進に努めます。
また、人権教育・啓発推進県民運動強調月間及び人権週間を重点に、人権尊重思想の普及を図ります。
- ⑥ 同和問題解決を阻害する「えせ同和行為」については、これまで同和問題解決のための活動の印象を損ね、同和問題解決を妨害する悪質な行為であるとして、関係行政機関、企業、団体等と連携し排除に努めます。
- ⑦ 国の「地域改善対策協議会」意見具申において示された今後の隣保館の果たすべき役割などに基づき、これまでの成果を踏まえながら、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして総合的な活動を行い、更なる人権啓発に努めます。

- ⑧ 企業における人権啓発を進めるため、関係機関等の協力のもと、研修会の開催支援や人権啓発パンフレットを作成・配布し、企業内での啓発や研修活動を支援します。
- ⑨ 就労の機会均等や雇用の安定のため、隣保館での就労相談活動を推進すると共に、関係機関と連携を図り、就労相談の充実に努めます。
- ⑩ 市民意識調査を実施し、今までの人権教育、人権啓発事業による成果を把握します。
- ⑪ 同和対策団体との連携により人権啓発事業を実施することにより、より高い啓発効果が得られるよう努めます。

6 外国人

(1) 現状と課題

国連は、世界での人種をめぐる深刻な問題の表面化を憂え、昭和40年(1965年)に「人種差別撤廃条約」を採択しました。

日本においては、昭和22年(1952年)の「外国人登録令」をはじめ「出入国管理令」や「外国人登録法」の制定などの外国人法制が確立されてきたが、昭和54年(1979年)の「国際人権規約」の批准を契機に外国人法制のあり方にも見直しが迫られるなど、人権意識の高まりにより外国人差別問題への取り組みが盛り上がりを見せました。

平成7年(1995年)には日本も、「人種差別撤廃条約」に批准しました。

近年のグローバル化の進展に伴い、外国からの入国者や日本に暮らす外国人数の増加傾向は、鹿沼市においても同様であり、日常生活の中で外国人と接する機会が増えています。

日本国内の平成19年末における外国人登録者数は、215万2,973人で、平成18年末に比べ6万8,054人(3.3%)増加しています。

また、鹿沼市では平成19年末現在で、35カ国で1,036人の登録があり、地域別では、アジア地域が70.8%、南米地域が24.4%と多く全体の95.2%を占め、鹿沼市人口の0.95%にあたります。

このような中、近年の国際化の進展により相互交流も頻繁にあることから、外国人に対する偏見は解消傾向にありますが、ことばや文化、生活習慣、価値観の違いや思い込みなどにより、就労差別や孤立化などの問題が

発生しています。これからますます国際化していく中で、外国籍の住民が安心して暮らせる地域づくりを推進し、お互いに理解を深め尊重しあいながらともに生きていくことが重要になっています。

(2) 施策の方向

- ① 外国の文化や習慣に対する理解を深め、国際感覚を養うため、国際理解のための講座を開催するとともに、国際理解のための情報収集とその活用を図ります。

また、小学校から段階的に国際理解教育を推進するため、外国人とのふれあいの機会の確保に努め、異文化を尊重する態度、英語によるコミュニケーション能力等を育成するための教育の充実を図ります。

- ② 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、国際化時代にふさわしい人権感覚を養うため啓発活動を推進します。

また、「人種差別撤廃条約」の趣旨を市民が正しく理解できるよう、条約の普及・啓発に努めるとともに、外国人に対する嫌がらせや差別事象がなくなるよう啓発活動を推進します。

- ③ 市民と外国人との交流を促進し、国際性豊かな人を育成するため、鹿沼市国際交流協会との連携を図り交流事業の支援に努めるとともにボランティア通訳やボランティアホストファミリーの養成等に努めます。

- ④ 外国人向けの市政情報などの提供をはじめ、様々な問題を抱え悩んでいる外国人に対する相談、支援体制の充実を図ります。

また、在住外国人にとって、日本語能力の取得は非常に重用であるため、国際交流協会との連携により、日本語教室の充実に努めます。

- ⑤ 在住外国人に日本の芸術文化に対する理解を深めてもらうための学習機会を提供します。

- ⑥ 外国人労働者に対する不法な就労や不当な取り扱いがなされないよう、事業主等に対する啓発活動を推進します。

- ⑦ 多様な価値観を持つ外国人の意見を施策に反映させるため、外国人からの意見を聞く機会を充実します。

7 HIV感染者・ハンセン病患者

(1) 現状と課題

HIV感染症はウイルスによる免疫機能障害を特徴とする疾患で、このウイルスにより引き起こされる疾患をエイズと呼んでいます。

エイズは昭和56年(1981年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状態にあります。

世界保健機構(WHO)は昭和63年(1988年)にエイズの蔓延防止と患者、感染者に対する差別や偏見の解消を図るため、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動を行ってきました。

わが国においては、エイズ予防に必要な施策を講じるため、平成元年(1989年)に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」が施行され、平成11年(1999年)には感染症患者等の人権に配慮した施策の推進を基本理念のひとつとした「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を施行、同法の規定により「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を作成し、総合的な対策が進められています。

しかし、このような対策にかかわらず、エイズ患者やHIV感染者に対する正しい知識や理解の不足から医療、雇用、アパート入居拒否、公衆浴場への入場拒否などの社会の様々な場面で人権問題が発生しています。

また、ハンセン病はらい菌による感染症ですが、感染しただけでは発病の可能性は極めて低く、発病した場合でも完治が可能になりました。また、遺伝病でないことも判明しており、ハンセン病患者を隔離する必要はありません。

しかし、平成8年(1996年)にらい予防法が廃止されるまで、患者の隔離政策がとられてきたことで患者や家族の人権が著しく侵害されてきました。このような中、平成13年(2001年)熊本地方裁判所は、「ハンセン病による隔離規定は違憲である。」との判決を下しました。

国はハンセン病患者や元患者の名誉回復及び福祉の増進を図るため「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律」を制定しました。療養所で生活している方々の多くは、既に治癒しているにもかかわらず、今も残る社会の偏見や差別、自身の高齢化、家族との関係断絶などの理由で社会復帰が困難な状況にあります。

エイズやハンセン病に対する理解不足による偏見、差別を解消し、感染症患者等が安心して医療を受け、自立した生活が送れるような社会の実現が求められます。

(2) 施策の方向

- ① 小中学校においては、児童生徒に発育段階に応じたエイズ教育（性教育）を推進し、エイズに対する正しい知識の普及に努めるとともに、教職員の人権意識の高揚を図るため研修の充実を図ります。
- ② 関係機関との連携により、エイズやハンセン病などの感染症予防や正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。
- ③ 国や関係機関との連携により、エイズやハンセン病などにより人権侵害を受けた方への相談・支援体制を整備します。

8 インターネット等による人権侵害

(1) 現状と課題

急速に高度情報化社会が進展し、インターネットや電子メールは、誰でも情報の発信をすることができる手軽なメディアとして普及しています。

一方、情報発信の匿名性を利用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われたり、電子メールで流されたり、人権にかかわる問題が多数発生しています。

(2) 施策の方向

- ① 平成14年(2002年)には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行され、インターネット上など情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利を与えることが規定されており、それら法的措置の周知を図ります。
- ② 憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、他人の人権を侵害する悪質な情報発信に対して、発信者が判明する場合には同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、発信者が特定できない場合に

は、警察をはじめ関係機関と連携し、プロバイダ等に対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど自主規制を促すことにより個人的な対応を図っていきます。

- ③ 利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努めます。

9 その他の人権問題

(1) アイヌの人々

アイヌの人々は北海道を中心に先住していた民族であり、固有の文化や伝統を発展させてきましたが、江戸時代の松前藩による支配や後の明治政府による「北海道開拓」を進めるなかでの同化政策などにより、その文化の十分な保存・伝承はなされていない状況であり、また、人権が十分に尊重されているとは言えない状況です。

国においては、平成9年（1997年）に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。また、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動の推進のための事業を実施しています。

今後は、アイヌの人々の民族としての歴史や文化、伝統及び現状についての理解と知識を深め、独自の文化・伝統を尊重していくことが重要であり、引き続き基本的人権の尊重の観点に立った啓発活動を推進します。

(2) 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、事件による精神的負担や経済的・時間的な負担だけでなく、マスメディアによる過剰取材や報道、プライバシーの侵害、名誉棄損、私生活の侵害など、精神的苦痛にさらされがちです。

平成17年（2005年）には犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、関連する法的な整備が進められています。

しかしながら、犯罪被害者に対する無責任な噂や中傷、マスメディアの行き過ぎた取材などによる二次的な被害に苦しんでいる状況です。これら

の問題解決には、社会全体で支えあうことのできる体制を構築することが必要であり、犯罪被害者等に十分な配慮ある言動が行われるよう国、県及び関係機関との連携により教育、啓発に努めると共に相談、支援体制の充実に努めます。

(3) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人については、社会復帰の意欲があっても、偏見や差別のため、身元の引き受けが難しいことや就労・住居の確保などに関する問題があり、社会復帰が極めて困難な状態にあります。刑を終えた人が社会の一員として円滑な生活を営むことが出来るようにするためには、本人の強い更生意欲とともに家族の支援、職場や地域の人々の理解と協力が欠かせないため、偏見や差別意識解消のための教育、啓発を推進します。

(4) ホームレス

ホームレス問題は、深刻な景気低迷など複雑な社会情勢が底流にあり、ホームレスになることを余儀なくされている人々がいます。それにもかかわらず外見などで判断され、嫌がらせや暴行の対象になるなど人権侵害が発生しています。

これらの対策にあたっては国レベルの課題として根本的な対策が急がれているとともに、地域に暮らす方々の理解と協力が必要であります。

様々な状況で人権が脅かされていることを認識し、人権問題についての正しい理解を深め、共に生きる立場から一人ひとりの人権が尊重されるよう、教育、啓発に努めます。

(5) 性同一性障害

性同一性障害とは生物学的な性（体の性）と性自認（心の性）が一致していない状態をいい、世界保健機構（WHO）の国際疾病分類に位置づけられています。

日本においては、平成 16 年（2004 年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍上の性別変更が可能となりましたが、なお就職や勤務、医療の受診、住宅への入居等での課題がありま

す。

性同一性障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう正しい理解と認識を広げるための教育、啓発を推進します。

第3章 人権教育・人権啓発の推進

1 多様な機会の提供

市民が人権を直感的に捉える感性を磨き、日常生活や社会活動を通して人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を育成する必要があります。

このような観点から、就学前、学校、家庭、地域社会、職場といったそれぞれの場において人権尊重のための施策を展開します。

また、人権教育及び人権啓発は市民一人ひとりの心のあり方に関する問題であることから、市民の自主性を尊重し、より効果が上がるよう配慮します。

(1) 就学前

① 現状と課題

乳幼児期は、心身の健全な発達や社会的能力の基礎を培う上で重要な時期です。保育園においては、この時期に倫理観や生活習慣といった基本的事項の習得に加え、年代を超えた地域の人々との交流を通し、豊かな人間性をはぐくむ保育の充実に努めています。また、家庭との連携のもと保育内容の充実を図るとともに、職員の研修の充実に努めながら人間を大切にする心の育成を図っています。

私立幼稚園においては、集団生活の中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや、友達とのかかわりを深め、思いやりを持つようにするなど、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えを育むよう、生活の中で指導しています。

今後も子どもたちの発達段階を考慮し、家庭との連携を図りながら、保育等を行っていく必要があります。

② 施策の基本方向

ア 保育園においては、乳幼児の発達段階に応じて豊かな心を育て人権を大切にする心を育む保育の充実に努めます。

イ 私立幼稚園においても、人権を大切にする心を育む教育の充実に向けた対応をします。

(2) 学校等

① 現状と課題

学校においては、すべての教育活動を通して、不安や悩みを乗り越え、勇気をもって生きていくことができる児童生徒を育成するために、自らを「かけがいのない存在である」と気づかせる教育が必要であるため、児童生徒一人ひとりを深く見つめ、人権にかかわる様々な不安や悩みを持つ児童生徒に積極的にかかわり、ともに話し合える信頼関係づくりに努めていく必要があります。

また、教職員は自ら果たすべき役割の重要性を再認識するとともに、人権についての認識を更に深める必要があります。

② 施策の基本方向

ア 学校同和教育の成果を踏まえ、学校におけるあらゆる教育活動を通じて、児童生徒一人ひとりを大切にするとともに、自らを「かけがいのない存在である」と気づかせる教育の推進に努めます。

イ 生命や人権を尊重する心や他人を思いやる心などの、豊かな人間性を育成する教育の推進に努めます。

ウ 学校における人権教育を推進するために、これまでに構築された体制を充実させ、研究指定校等での先導的、実践的な研究、各種資料の作成等により、人権に関する指導内容や方法の改善に努めます。

エ 学校教育や家庭教育、地域社会とのかかわりによって人権を尊重する態度が育まれるという認識のもと、学校と家庭、地域社会の連携により人権教育を推進します。

(3) 家庭

① 現状と課題

家庭は、家族のふれあいを通して、人権尊重、生命の尊さなどを学び、子どもの人格形成に大きな役割を果たすべき場であるにもかかわらず、子どもへの虐待、子から親への暴力などが問題になっています。

また、高齢化社会の進展に伴い、寝たきりや認知症などの介護や支援を必要とする高齢者も増加し、これらの家族の負担も非常に重く、その結果家庭での高齢者に対する虐待や介護放棄などの問題が発生していま

す。

更には、家庭内での夫から妻への暴力など女性の人権侵害も問題になっています。

こうした状況から一人ひとりの人権を大切にする家庭教育に関する学習の機会や情報の提供が重要となり、家庭と綿密な連携のもと、相談体制の充実や人権教育・啓発の推進を図る必要があります。

② 施策の基本方向

ア 一人ひとりの人権を大切にする家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、家庭や住みよい社会づくりに関する情報の提供に努めます。

イ 家庭での養育力や教育力の向上を図るため、家庭教育をはじめとする子育て支援事業を推進します。

ウ 家族がお互いの人権を尊重しながら、従来からの固定的役割分担意識にとらわれることなく、互いに協力し支えあって生活できるよう人権意識の啓発に努めます。

エ 家庭内での子ども、高齢者、障害者等に対する虐待や女性への暴力に関する相談・支援体制の充実を図ります。

(4) 地域社会

① 現状と課題

市民一人ひとりが豊かで充実した生活をするためには、地域社会の中で人権が尊重され、人権意識が根付いていなければなりません。そのためには、人権について学習できる機会の充実を図ることが必要です。これまで、人権問題に関する講座の開設や講演会、交流会の開催などを行ってまいりました。

今後も、日常生活において、態度や行動に現れるような人権意識が身につくように、学習内容や方法を創意工夫していくことが求められています。そのため、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権に関する多様な学習機会を提供し、市民の主体的な学習を促していくとともに、情報の提供などを図る必要があります。

② 施策の基本方向

- ア 市民一人ひとりが生涯にわたって人権に関する多様な学習が受けられるよう、学習機会の充実に努めます。
- イ 地域の実情や学習者のニーズを把握しながら、身近な課題や参加型学習を取り上げるなど、学習意欲を高めるような学習内容及び方法の工夫改善に努めます。
- ウ 地域社会において、効果的な人権教育・啓発活動を推進していくために指導者の養成に努めます。
- エ 人権問題を正しく認識するための情報提供を行うとともに、視聴覚教材及び各種資料の整備、活用を図ります。
- オ 学校及び家庭との連携に努め、人権教育・啓発の推進を図ります。

(5) 企業・職場

① 現状と課題

少子高齢化の進展、女性や障害者の社会参加などが進む中で、企業や団体などにおいて、女性や高齢者、障害者がより働きやすい職場環境の構築が求められています。

そのような状況の中で採用などにおいて性別や年齢などにより差別を受けない、人権に配慮した体制づくりが重要になってきます。

また、企業は経済活動を通して地域社会に大きな影響を与えることから、人権の尊重を含め、環境や国際化などに配慮することが企業の社会的責任として求められています。

すべての人がその能力を十分に発揮できる職場づくりの推進を図るため、企業等に対する人権教育・啓発に努めていく必要があります。

② 施策の基本方向

- ア 企業の経営者、人事担当者などが人権問題について正しい認識と理解を深め、人権尊重の精神を身につけるように関係機関等との協力のもと啓発事業・研修会等の開催を支援します。
- イ すべての人がその能力を十分に発揮できる職場づくりの推進を図るため、公正な採用選考など企業に対する人権教育・啓発に努めます。
- ウ 企業等に対し職場内研修教材としてパンフレット等の配布などを

行い、人権教育・啓発の支援に努めます。また、研修実施推進のため講師紹介等の支援に努めます。

エ 就労の機会均等や雇用の安定を図るため、また、職場における労働問題の解消のために関係機関との連携を密にし、労働相談に関する支援体制の充実に努めます。

2 特定職業従業者に対する人権教育・人権啓発の推進

特に人権に深く関係する職業従事者について、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・人権啓発を重点的に推進することとします。

(1) 市職員

市職員は、全体の奉仕者である公務員として、憲法の保障する基本的人権の尊重を、それぞれの業務を通して実現することが求められています。

人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

鹿沼市においては、新規採用職員や中堅の職員に対して、人権に対する正しい認識と理解を深めるため、人権に関する研修会の実施や、人権に関する研修会や講演会などに市職員を参加させるなど、職員に対する人権教育、啓発を行っています。

今後、より高い人権意識の醸成を目指すため、各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

また、職員一人ひとりが業務を行なう上で人権尊重の視点に配慮し、主体的な行動が取れるよう、充実した研修を行なっていきます。

(2) 教職員・社会教育関係者

学校におけるすべての教育活動の中において、児童生徒一人ひとりの人権を大切にし、子どもたちの人権意識を育てるため、その直接の担い手で

あるすべての教職員の人権意識の高揚を図ることが必要です。

教職員が様々な人権問題を正しく理解し、人権尊重の精神に徹して、子どもたちに対して正しく人権教育を実施できるよう、関係機関などと連携した計画的、継続的な研修の場の整備を図ります。

また、社会教育関係職員は、社会での指導者として、様々な人権問題についての理解と認識を深めるとともに、指導力や人権意識の向上を図り、人権問題の解決に資することができるよう、社会教育関係職員研修の充実に努めます。

(3) 医療・保健・福祉関係者

医師・看護師などの医療関係者や社会福祉施設職員、民生委員児童委員、ケアマネジャーなどの保健福祉関係者は、患者、障害のある人、子どもや高齢者などの生命や生活に深く関わっていることから、常にプライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められています。

市関係の医療保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、民間関係機関の積極的な人権研修の取り組みを支援します。

(4) 消防職員

消防職員は消火活動、救急救命活動、水難救助活動などの職務を担い、住民の生命、身体の安全や財産の保護に関わることから、各地区の消防団員を含め、人権に配慮した任務の遂行が行なえるよう研修の充実に努めます。

(5) マスメディア関係者

現代社会において新聞、テレビ等のマスメディアは日常の情報を得る手段として、私たちの生活に密接にかかわることから、人権教育・人権啓発の推進を図る上で極めて有効な手段でもありますが、一方では誤って報道された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

マスメディア関係者に対し、その活動を通して積極的に住民に対して人

権尊重の働きかけを行なうよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

第4章 相談・支援体制の充実

人権侵害を受けている人及び人権侵害を受ける恐れのある人に対する救済については、法務省の人権擁護機関や裁判制度によるほか、市においては個別課題ごとに相談窓口や保護機関を設けて引き続き対応し、相談窓口相互の連携及び、関係機関との連携を強化するなどして相談・支援体制の充実を図ります。

1 女性に関する相談・支援体制

女性への人権侵害に関する相談機関の所在の周知を図ることや、婦人相談所やパーティ相談室（とちぎ男女共同参画センター）などの機関と連携を密にし、相談・支援体制の充実を図ります。

2 子どもに関する相談・支援体制

児童虐待に関する通告、相談は児童相談所または福祉事務所となっていますが、早期発見、早期対応が重要であるため、家庭相談員など関係機関職員の研修への参加による資質の向上を図るとともに、児童虐待防止ネットワーク部会との連携により、相談・支援体制の充実を図ります。

また、学校などでのいじめの問題についても、学校はもとより、教育研究所の相談体制の充実を図ります。

3 高齢者等に関する相談・支援体制

高齢者や障害を持つ方に対する相談・支援体制の充実を図るため、民生委員・児童委員をはじめ、鹿沼市福祉事務所、法務局などの関係機関との連携の強化を図ります。

4 同和問題に関する相談・支援体制

基本的人権の尊重の立場に立って、人権擁護機関や団体との連携により同和問題に対する相談・支援体制を強化するとともに、複合的な問題を抱えている人に対し、各部門連携による相談、支援体制の充実を図ります。

5 外国人や HIV 感染者等に関する相談・支援体制

外国人や HIV 感染者等をはじめ、インターネットによる人権侵害を受けた方など、様々な人権侵害を受けた方に対する相談・支援体制を図るため、それぞれの関係機関との連携を図り、その充実に努め、安心して暮らせる明るい社会の実現を図ります。

第5章 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の基本計画

1 計画策定の経緯

配偶者からの暴力は家庭内で行われることから、外部からの発見や介入が困難であるという特徴があります。また、加害者に罪の意識が薄く、継続して行われるため、暴力がエスカレートして重大な被害が生ずる事例もあります。

さらに、DVは暴力によって相手方の人格を否定し従属的な関係を強要するものであるため、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げともなります。

平成14年（2002年）に内閣府が実施した調査によりますと、配偶者または恋人がいるまたはいた女性のうち5人に1人が「身体に対する暴行」や「恐怖を感じるような脅迫」、「性的な行為の強要」を経験し、さらに20人に1人は命の危険を感じたと答えています。このようなことから、DVは一部の限られた問題ではなく、身近でかつ社会的な問題であることがわかります。

このような状況の中、平成16年（2004年）6月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が改正され、DVの定義の拡大や保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化等が図られました。また、DVに係る広報啓発等から相談、一時保護、保護命令制度の利用、自立支援等、広範多岐にわたることから、これらの施策を総合的に実施するため、都道府県においては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めることとされました。

さらに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を更に推進するため、保護命令制度の拡充、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）の策定及び支援センター業務の実施についての市町村の努力義務とすること等を内容とするDV防止法の一部を改正する法律が平成19年（2007年）7月に制定され、平成20年（2008年）1月11日に施行されました。

栃木県においては、平成17年（2005年）11月策定の基本計画に基づき、DVは犯罪であり重大な人権侵害であることを理解し、DVを許さない社会を

実現するため、各機関との連携により総合的な施策を推進してきました。

また、平成 20 年度中に、今回のDV防止法改正による基本計画の見直しを実施し更なる施策の推進を図ることとしています。

鹿沼市においても、法改正の趣旨に十分留意しながら市町村基本計画を策定し、施策を実施していくことが重要になってきます。

2 基本計画の位置づけ

この基本計画は、DV防止法第 2 条の 3 第 3 項に基づき策定するものではありますが、当計画「鹿沼市人権啓発推進総合計画」の第 2 章の 1 に掲載している「女性」についての計画と内容が重複するため、それをDV防止法に基づく市町村基本計画と読み替えるものとします。

また、平成 20 年度中に栃木県の基本計画の見直しが予定されているため、その見直しが行なわれたとき、必要に応じて市町村計画の見直しを行うものとします。

第6章 計画の推進

本計画を効果的包括的に推進し、市民の人権尊重の意識の高揚を図っていくため、次の点に留意して進めていきます。

1 庁内に組織された「鹿沼市人権推進本部会議」並びに「鹿沼市人権推進会議」を中心に、関係各課相互に緊密な連携調整を図り、本計画の趣旨を十分踏まえ、総合的かつ効果的に人権施策の推進を図ります。

また、関係部課においては、この計画の趣旨を十分に踏まえ、関係施策を実施します。

2 国際化・情報化が急激に進み、社会構造も複雑多様化する中、新たな人権問題も発生しています。社会の動向や諸問題を見据えながら人権施策を推進していきます。

3 効果的な推進を図るために、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であり、対象者の理解度に応じた内容の人権教育資料を有効に活用し粘り強く実施していきます。

また、住民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、住民が身近な問題として、主体的に差別や人権について語り、学ぶことができるよう明るく、親しみの持てる啓発活動を工夫します。

4 計画を効果的かつ総合的に推進していくために、国、県、市、学校、社会教育施設など、人権に関わる機関との横のつながりを強化し、人権教育・人権啓発に取り組むとともに、企業、NPO等民間の人権に対する取り組みを積極的に支援していきます。

5 人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の身近なところで、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。

そのため、各種団体の人権研修や学習会、人権講演会等の内容、方法に

ついて創意工夫を図り、人権に関する地域のよき理解者であって、日常生活において指導的立場で助言できる身近な指導者の育成を図ります。

参 考 資 料

| | 頁 |
|--------------------------------|-------|
| 世界人権宣言 | 資料-1 |
| 日本国憲法(抜粋) | 資料-7 |
| 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 資料-10 |
| 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 .. | 資料-12 |
| 栃木県人権尊重の社会づくり条例 | 資料-27 |
| 鹿沼市人権尊重の社会づくり条例 | 資料-30 |
| 鹿沼市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針 | 資料-32 |
| 鹿沼市人権推進本部要綱 | 資料-34 |